

議 第 1 2 号 議 案

教職員の長時間過密労働の解消を求める意見書の提出について
教職員の長時間過密労働の解消を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和5年6月16日提出

富士見市議会議長 田 中 栄 志 様

提出者 富士見市議会議員 川 畑 勝 弘

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

教職員の長時間過密労働の解消を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

教職員の長時間過密労働の解消を求める意見書

文部科学省は今年4月28日、2022年度の教員勤務実態調査の結果（速報値）を公表した。それによると、1週間の勤務時間が過労死認定ラインの60時間を超える教員は中学校で37%、小学校で14%に上り、同省が2019年の指針で残業時間の「上限」とした「月45時間」に達していた教員は中学校で77%、小学校で64%であった。

経済協力開発機構（OECD）の2018年調査では、日本の小・中学校教員の勤務時間は参加国中で最長で、なかでも事務業務や課外活動の長さが際立っている。

教員の残業が常態化する大きな要因の一つは、残業代の代わりに、給与月額の4%相当の「教職調整額」を支払うことを定めた教職員給与特別措置法の存在が上げられる。教員がいくら長時間働いても残業代が支払われず、本来教員にも適用される「1日8時間労働」の原則がないがしろにされ、教員の長時間労働の温床となってきた。

今、教育現場では過酷な働き方が原因で、学級担任も見つからないなどの教員不足が広がっており、教員の長時間労働の解決は待ったなしの課題となっている。

よって、富士見市議会は、政府に対し、教職員の定数改善と教育労働の特性を考慮した残業代支給の法制度の創設を進めるため、以下の対策について強く求める。

記

- 1 教員の残業代等、働いた対価を支払うよう教職員給与特別措置法の改正を進めること
- 2 各教育委員会が正規職員の増員・確保に取り組むための十分な財源を支援すること
- 3 学校規模等に乗じた教職員の加配定数及び事務的作業を支援する人員について、学校現場の実情を加味した対応を早急に行うこと
- 4 勤務時間の過小報告について「教育公務員の勤務時間等の勤務条件に係る原則」を再度現場へ徹底するとともに、各教育委員会及び各学校管理者に実態把握・再発防止等を求めること

5 部活動支援事業等は、教職員の負担軽減と専門的人材の有効活用に効果を上げていることから、全額自治体負担とせず、国の補助制度を創設すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣	様
総務大臣	様
財務大臣	様
文部科学大臣	様